

日 ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業（NEXUS）における ロゴマーク使用ガイドライン

2025 年 3 月 10 日（施行）
国際部 先端国際共同研究推進室

日 ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業（以下「本事業」という。）におけるロゴマーク（以下「ロゴ」という）を使用する場合の取扱いに関し、ガイドラインを以下のとおり定める。

1. ロゴの権限

ロゴに関する一切の権限は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という）に帰属する。

2. ロゴの提供形式

本事業のロゴは、以下の形式で提供される：

- JPEG
- PNG
- SVG

3. 使用許可

ロゴは、本事業の運営・研究開発に係る諸活動、広報等に使用する場合に限り、使用することができる（営利を目的としない場合に限る）。ロゴの使用を希望する者は、使用開始日の 10 日前（土、日その他祝日の日数は算入しない）までに、必要事項を記載した「（別紙様式 1）ロゴマーク使用願」を電子メールにより JST 担当者に提出して許諾を得るものとする。ただし、以下に該当する場合は、この限りではない。

- a. 本事業に関係する国の行政機関等が使用する場合
- b. 本事業の研究開発に参画する研究機関、および当該機関に所属する研究者等が本事業による研究開発成果の発表、広報等で使用する場合
- c. その他、JST が使用願の提出を要しないと認めた者

4. ロゴの使用方法

ロゴを使用する場合は、以下を遵守すること。

- a. ロゴのサイズを変更する場合、縦横比を保持すること。
- b. カラー版のロゴを使用する際は、指定されたカラーを遵守すること。
- c. 他のグラフィックやテキストから十分なスペースを確保して配置すること。

禁止事項は以下の通りとする。

- a. ロゴの一部を削除、変更すること。

- b. ロゴを反転させること。
- c. 不適切なコンテキストで使用する事。

5. 使用の禁止

上記 3、4 に則った使用が認められない場合は、ロゴの使用を禁止する。

6. ガイドラインの変更

このガイドラインは、必要に応じて随時見直されることがある。

以上